

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q 株式会社Aにおいてストックオプションを付与する予定を伺っていますが、今後海外勤務が予定されています。対象者は従業員ですが、税務上考慮すべき事項として、対象者にどのようなアナウンスを行う必要がありますか。また、会社としてのS Oに留意すべき点が必要でしょうか。

株式会社Aの取締役は従業員ですが、今後海外勤務が予定されています。対象者は従業員ですが、税務上考慮すべき事項として、対象者にどのようなアナウンスを行う必要がありますか。また、会社としてのS Oに留意すべき点が必要でしょうか。

A ストックオプション(以下、S O)は、株式の譲渡時、会社の経営者・従業員等が、将来一定の価格で一定の期間内に自社株を買い取れる権利です。S Oは、自社あるいは親会社等の株式が将来値上がりすることによって利益が発生するものであり、企業の業績向上によるインセンティブ報酬としての性格を有し、人材確保などに利用されています。

「償回」の件ですが、S Oは税制上税制適格S Oと税制非適格S Oと大きく区分されますので、発行予定のS Oが上記のどちらの税制適格かをまず明確にする必要があります。その後、税制適格S Oと税制非適格S Oの区別は、発行時(日本居住者)と行使時(日本非居住者)と譲渡時(日本非居住者)の3つの観点から行われます。

税制適格S Oであれば、株式の譲渡時に分離課税として課税され、その税率も上場企業であれば所得税、住民税を合わせると10%と低く納税者にとっては大変有利です。これに対し、税制非適格S Oの場合は、権利行使時に総合課税である給与所得と見なされ、ほかの所得と合算の上、累進課税となりますので、その税負担が大きくなる可能性があります。また、実際に譲渡が実現する前に、給与所得として課税されるので、相税力がないにもかかわらず納税負担を負うこととなります。

税制適格S Oであれば、株式の譲渡時に分離課税として課税され、その税率も上場企業であれば所得税、住民税を合わせると10%と低く納税者にとっては大変有利です。これに対し、税制非適格S Oの場合は、権利行使時に総合課税である給与所得と見なされ、ほかの所得と合算の上、累進課税となりますので、その税負担が大きくなる可能性があります。また、実際に譲渡が実現する前に、給与所得として課税されるので、相税力がないにもかかわらず納税負担を負うこととなります。

税制適格S Oであれば、株式の譲渡時に分離課税として課税され、その税率も上場企業であれば所得税、住民税を合わせると10%と低く納税者にとっては大変有利です。これに対し、税制非適格S Oの場合は、権利行使時に総合課税である給与所得と見なされ、ほかの所得と合算の上、累進課税となりますので、その税負担が大きくなる可能性があります。また、実際に譲渡が実現する前に、給与所得として課税されるので、相税力がないにもかかわらず納税負担を負うこととなります。

税制適格S Oであれば、株式の譲渡時に分離課税として課税され、その税率も上場企業であれば所得税、住民税を合わせると10%と低く納税者にとっては大変有利です。これに対し、税制非適格S Oの場合は、権利行使時に総合課税である給与所得と見なされ、ほかの所得と合算の上、累進課税となりますので、その税負担が大きくなる可能性があります。また、実際に譲渡が実現する前に、給与所得として課税されるので、相税力がないにもかかわらず納税負担を負うこととなります。

税制適格S Oであれば、株式の譲渡時に分離課税として課税され、その税率も上場企業であれば所得税、住民税を合わせると10%と低く納税者にとっては大変有利です。これに対し、税制非適格S Oの場合は、権利行使時に総合課税である給与所得と見なされ、ほかの所得と合算の上、累進課税となりますので、その税負担が大きくなる可能性があります。また、実際に譲渡が実現する前に、給与所得として課税されるので、相税力がないにもかかわらず納税負担を負うこととなります。

等て非居住者に該当する場合には、権利行使時および株式売却時で課税関係が異なってくるので注意が必要です。また、租税条約の適用に留意する必要があります。必ずしも明確でない部分(※)も含まれています。日本での課税関係を左の表①にまとめましたので、参照ください。

また、発行会社はS O税制に関し本店所在地の所轄税務署長に調書を提出することが必要です。特に、「新株子約権の付与に関する調書」の提出は税制適格S O適用の要件となりますので留意が必要ですが、参考までに左の表②にまとめましたので、あわせて参照ください。

また、発行会社はS O税制に関し本店所在地の所轄税務署長に調書を提出することが必要です。特に、「新株子約権の付与に関する調書」の提出は税制適格S O適用の要件となりますので留意が必要ですが、参考までに左の表②にまとめましたので、あわせて参照ください。

また、発行会社はS O税制に関し本店所在地の所轄税務署長に調書を提出することが必要です。特に、「新株子約権の付与に関する調書」の提出は税制適格S O適用の要件となりますので留意が必要ですが、参考までに左の表②にまとめましたので、あわせて参照ください。

	付与時(日本居住者)	行使時(日本非居住者)	譲渡時(日本非居住者)
表① 税制適格S O	課税なし	原則課税なし(※)	譲渡所得として売却価額と行使価額との差額につき15%の申告分離課税(ただし、租税条約により免除の可能性あり)
表① 税制非適格S O	課税なし(譲渡制限ある場合)	給与等として、行使時の株価と行使価額との差額のうち日本勤務期間相当額に20%課税	原則課税なし

	提出する書類	発行しなければならぬケース	提出期限
表②	新株子約権の付与に関する調書	S Oを付与する場合	S Oを付与した日の属する年の翌年1月31日(税制適格S O適用の要件)
表②	新株子約権の行使に関する調書	S Oの行使があった場合(ただし、税制適格S Oを除く)	S Oが行使された日の属する年の翌年1月31日

月中平均掲載日一覧				
	東京、マザーズ	大阪、名古屋、ヘラクレス	東京外国銘柄、札幌、福岡	JASDAQ
2005年1月	2005年03月29日	2005年04月12日	2005年04月12日	2005年04月05日
2月	2005年04月26日	2005年05月10日	2005年05月17日	2005年05月06日
3月	2005年06月24日	2005年06月14日	2005年06月21日	2005年06月07日
4月	2005年06月28日	2005年07月12日	2005年07月20日	2005年07月05日
5月	2005年07月26日	2005年08月09日	2005年08月16日	2005年08月02日
6月	2005年08月23日	2005年09月13日	2005年09月21日	2005年09月06日
7月	2005年09月27日	2005年10月12日	2005年10月18日	2005年10月04日
8月	2005年10月25日	2005年11月15日	2005年11月22日	2005年11月08日
9月	2005年11月29日	2005年12月11日	2005年12月20日	2005年12月06日
10月	2005年12月27日	2006年01月24日	2006年01月24日	2006年01月11日
11月	2006年01月31日	2006年02月14日	2006年02月21日	2006年02月07日
12月	2006年02月28日	2006年03月14日	2006年03月22日	2006年03月07日
2006年1月	2006年03月28日	2006年04月11日	2006年04月18日	2006年04月04日
2月	2006年04月25日	2006年05月09日	2006年05月16日	2006年05月02日
3月	2006年05月23日	2006年06月13日	2006年06月20日	2006年06月05日
4月	2006年06月27日	2006年07月11日	2006年07月19日	2006年07月04日
5月	2006年07月25日	2006年08月15日	2006年08月22日	2006年08月08日
6月	2006年08月29日	2006年09月12日	2006年09月20日	2006年09月05日
7月	2006年09月26日	2006年10月11日	2006年10月17日	2006年10月03日
8月	2006年10月24日	2006年11月14日	2006年11月21日	2006年11月07日
9月	2006年11月28日	2006年12月12日	2006年12月19日	2006年12月05日
10月	2006年12月26日	2007年01月16日	2007年01月23日	2007年01月10日
11月	2007年01月30日	2007年02月14日	2007年02月20日	2007年02月06日
12月	2007年02月27日	2007年03月13日	2007年03月20日	2007年03月06日
2007年1月	2007年03月28日	2007年04月11日	2007年04月18日	2007年04月04日
2月	2007年04月25日	2007年05月08日	2007年05月16日	2007年05月02日
3月	2007年05月23日	2007年06月13日	2007年06月20日	2007年06月05日
4月	2007年06月27日	2007年07月11日	2007年07月19日	2007年07月04日
5月	2007年07月25日	2007年08月15日	2007年08月22日	2007年08月08日
6月	2007年08月29日	2007年09月12日	2007年09月20日	2007年09月05日
7月	2007年09月27日	2007年10月11日	2007年10月17日	2007年10月03日
8月	2007年10月24日	2007年11月14日	2007年11月21日	2007年11月07日
9月	2007年11月28日	2007年12月12日	2007年12月19日	2007年12月05日
10月	2007年12月27日	2008年01月17日	2008年01月23日	2008年01月08日
11月	2008年01月30日	2008年02月14日	2008年02月20日	2008年02月05日

※は掲載予定日です。予定日は変更となる場合があります。